

## 「施設における定期的検査（東京都 集中的検査）」に関する Q&A

Q1 集中的検査は、必ず実施する必要がありますか。

A1 本検査への参加は任意であり、各施設で判断いただくこととなりますが、本検査が各施設における集団感染の防止を目的として実施するものであることから、是非積極的にご参加ください。

なお、送付する検査キットについては、貴施設の検査実施計画に基づき、申込をした施設等において、受検予定者の検査のためにご使用いただくようお願いします。

Q2 検査の対象者について教えてください。

A2 感染すると重症化リスクの高い方が利用する施設や、ワクチン接種対象外の方が集団生活を送る小学校等の施設における感染拡大、クラスター防止を目的としていることから、検査の対象は施設に勤務する職員の方を対象としています。

なお、集団感染防止の観点から、利用者に恒常的に接することがない事務職員や委託職員等、常勤・非常勤の雇用形態を問わず対象に含めていただくことも可能です。

Q3 検査は、抗原定性検査のみでしょうか？PCR 検査も選べるのでしょうか？

A3 本検査においては、簡便かつ迅速に検査結果が判明する抗原定性検査キットを使用します。

Q4 集中的検査の対象施設であるかどうかの確認はどのようにすればよいですか？

A4 本事業の対象となる施設に対して、東京都の各所管部署から、集中的検査の案内をお送りしています。集中的実施計画の対象施設に指定されているのに案内が届かない場合など、確認が必要な場合はコールセンターにお問合せください。

【コールセンター】

電話番号 0570-000-027 (9:00~18:00 土日祝含む)

Q5 抗原定性検査はどの程度の頻度で実施すればよいのでしょうか？

A5 原則として週2～3回程度の検査の実施をお願いします。

※ 集中的・定期的検査を実施していただいている施設につきましては、濃厚接触者となった各施設の職員が、毎日の業務開始前に行う陰性確認のための検査、及び待機期間解除の判断のため、2日目と3日目に抗原定性検査キットを用いた検査で陰性確認を行う場合にも、検査キットをご使用いただけます。

Q6 濃厚接触者の自宅へ直送できますか。

A6 配送先は申込事業者につき施設1箇所宛てになりますので、濃厚接触者となられた職員の方のご自宅へ直接配送することはできません。お手数ですが、お申込の事業所にてお受け取りいただき、郵送等で既にご自宅で待機<sup>※</sup>されている職員の方へお渡しください。

※ 東京都では、濃厚接触者の方に対して、ご自宅等での待機（不要不急の外出自粛と健康観察）をお願いしております。検査キットのお渡しする際には、郵送等を使用し、濃厚接触者の方が外出する必要のない方法でお渡しください。

Q7 施設から濃厚接触者となった職員へ郵送等を行った場合、費用について請求できますか。

A7 貴施設への配送事務及び費用負担は東京都で行いますが、貴施設から濃厚接触者となった職員の方の自宅等への郵送等にかかる費用について、東京都へ請求することはできません。

Q8 検査実施管理者は設定しなければいけないのでしょうか？

A8 検査で使用する抗原定性検査キットは、体外診断用医薬品であり、その使用に当たっては、国の「医療従事者の不在時における新型コロナウイルス抗原定性検査のガイドライン」に基づき、検査実施管理者を設置し適正に実施していただくことが必要です。ご理解いただけますようお願いいたします。

Q9 検査実施管理者になるために、資格は必要ですか？

A9 検査実施管理者になるために、特定の資格は必要ありません。また、施設長や特定の職種である必要もありません。

検査実施管理者となるためには、検体の採取、判定の方法、その他の注意事項に関して「医療従事者の不在時における新型コロナウイルス抗原定性検査のガイドライン」と使用する抗原定性検査キットに係る添付文書等の内容を理解し、「理解度確認テスト」を学習することが要件になります。

Q10 検査実施管理者を複数人設定することはできますか？

A10 設定人数に上限はありません。施設の実情に応じ、ご本人の同意を得た上で設定してください。

Q11 職員以外の人に検査にキットを使用することはできますか？

A11 検査の対象は、施設に勤務する職員の方です。施設の利用者や職員の家族の方は対象となりません。  
また、配付する検査キットを本事業の他の用途に使用しないでください。

Q12 検査キットの配送先を複数箇所指定することは可能ですか？

A12 検査キットの配送先については、申込事業者につき1箇所になります。

Q13 配送日の指定はできますか？

A13 配送日を指定することはできません。ご不在等で受け取れなかった場合には、配送業者がいったん持ち帰り、再度配送します。

Q14 申し込んでからどのくらいで検査キットが届きますか。

A14 お申込みいただいてから検査キットの配送までに2日程度お時間をいただきます。  
申込が集中する場合は、日数を要することがあります。

Q15 検査キットに使用期限はありますか？

A15 各キットの種類により異なりますので、検査キット受領後、使用期限をご確認ください。

貴施設におきまして、検査対象人数、必要キット数を適正に管理し、必ず使用期間内に利用するようにしてください。

Q16 検査キットが余った場合は、返送する必要がありますか？

A16 あらかじめ検査を実施する職員の人数を確認の上、必要な数をお申込みください。検査対象人数に変更が生じたなど検査キットに余剰が生じた場合、ご返送いただく必要はありませんが、キットの残存数を適正に管理し、次回検査キットを申込み際には、次回に必要となる検査キット数から、残存数を差し引いた数を申し込むようにしてください。

Q17 検体はどのように採取しますか。

A17 検査を受ける方が自ら鼻腔で綿棒等を用いて採取します。詳しくは検査キットに添付される説明書をご覧ください。

Q18 職員の休暇等により施設で設定した検査実施日に受検できなかった場合、1週間、間隔をあけて翌週に受検することは可能でしょうか？

A18 週2～3回程度の検査実施が望ましいですが、都合により翌週に受検することは可能です。

Q19 検査結果が陽性だった場合、被験者は新型コロナウイルス感染症の感染者ということになりますか？

A19 各施設で実施していただく抗原定性検査の結果は確定診断にはなりません。結果が「陽性疑い」の場合は、診療・検査医療機関を受診するよう周知してください。また、「陰性」の場合においても、その検査結果が感染している可能性を否定するものではないことから、引き続きマスク着用や手指消毒等、感染予防策を徹底するよう貴施設職員への周知をお願いします。

Q20 陰性証明書は出ますか？

A20 各施設で実施していただく検査は医師の診断を伴うものではないことから、陰性証明にはなりません。

Q21 受検者が陽性疑いとなった場合に備えて、あらかじめ対応等を把握しておくとはどういうことでしょうか？

A21 施設で実施する検査で陽性疑い者が発生した場合に備えて、あらかじめ、新型コロナウイルス感染症の診療や診断等について、対応可能な医療機関を把握し、対象者に受診を促すなど対応を決めておいていただきたいという趣旨です。  
この場合、個別に医療機関と契約等を取り交わす必要はありません。

Q22 申込をした後に、検査をやめることは可能ですか？

A22 施設等における感染拡大、クラスター防止を目的として実施する検査であり、感染予防の観点からもなるべく定期的な検査を継続するようお願いいたします。検査結果のご報告がない場合や、配付済の検査キットの利用実績が少ない場合には、お問い合わせさせていただく場合がございます。  
ご都合により継続できなくなった場合には、「東京都集中的検査配送事務局」までご連絡いただきますようお願いいたします。

Q23 職員の検査参加にかかる費用について請求できますか？

A23 検査の実施に必要な検査キットはお申込の内容に応じて配付いたしますが、各施設での検査実施に伴い発生する経費（職員の旅費等）や「陽性疑い」となった場合の医療機関受診費用については、ご本人の負担となります。